

はじめに

計画策定の趣旨

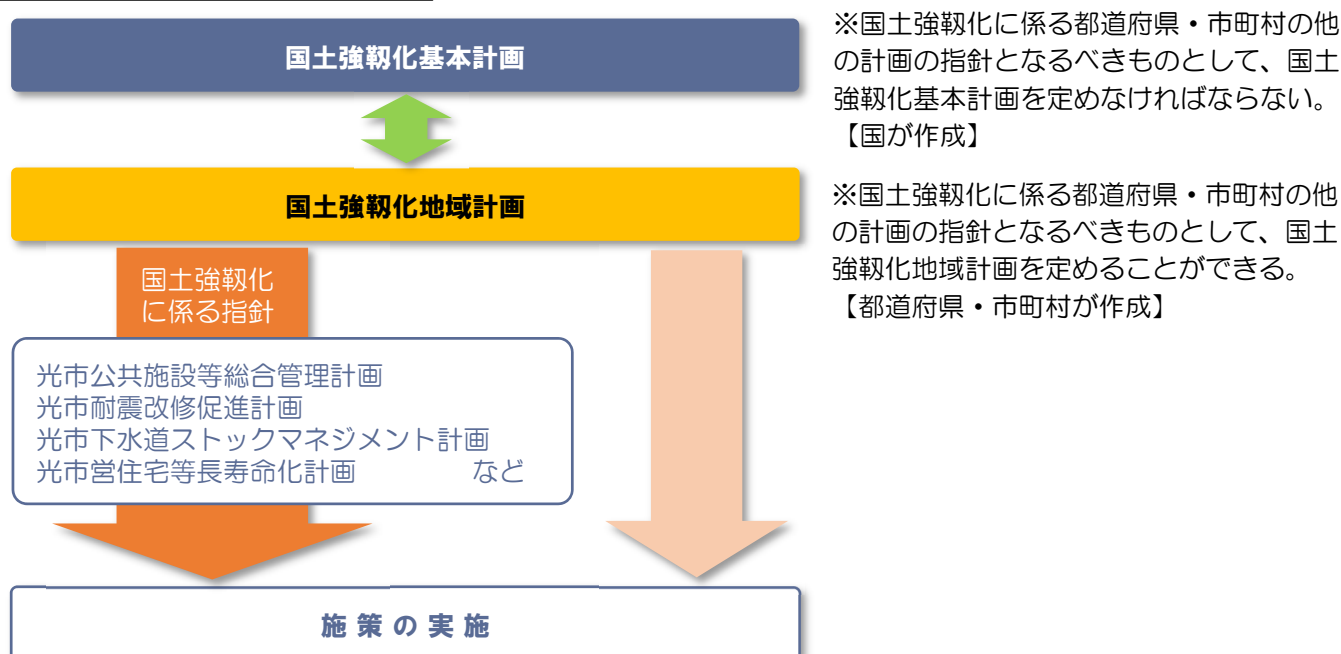
国土強靱化とは、これまでの数多くの災害による甚大な被害に対し、長期間かけて復旧・復興を図るとする「事後対策」の繰り返しを避けるため、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことにより、総合的な対応を行っていくものです。

光市（以下「本市」という。）においても国及び山口県の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、住民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、本市の地域特性に則した取組を総合的かつ計画的に推進するため、光市国土強靱化地域計画（以下「本地域計画」という。）を策定するものです。

計画の位置付け

本地域計画は、災害対策基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、地域の強靱化に係る本市の個別計画等の指針として定めるものです。

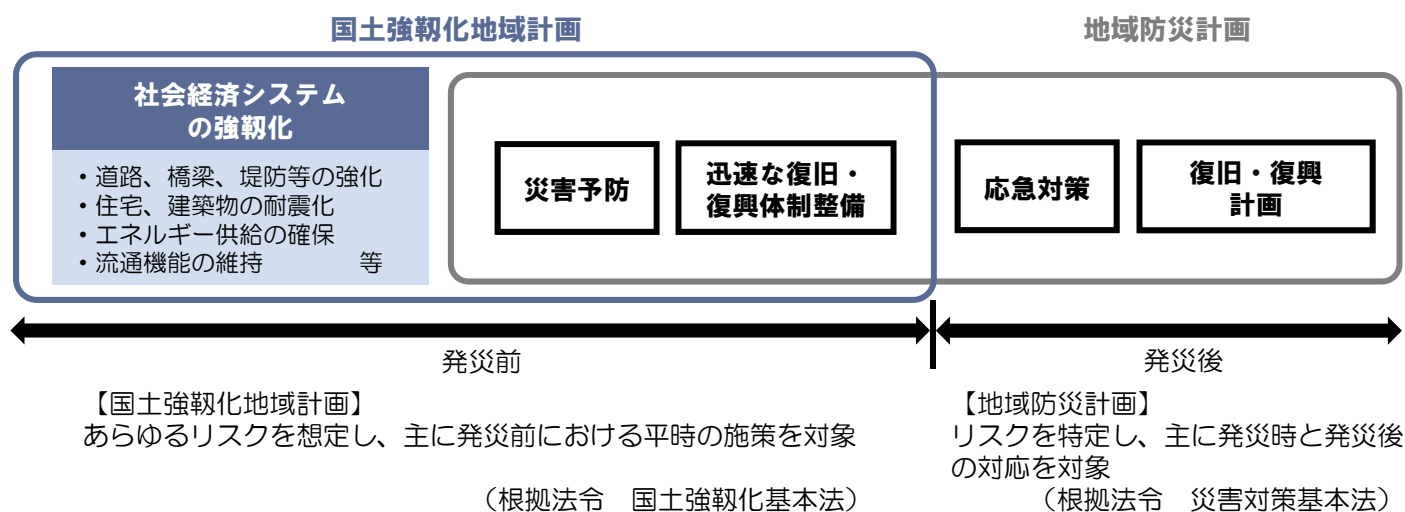
国土強靱化地域計画の位置付け



計画期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)

地域防災計画との比較



1 基本的な考え方

基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

2 想定するリスク

- 1 大雨による浸水・土砂災害
- 2 台風による風水害及び高潮災害
- 3 南海トラフ地震等による地震・津波災害



平成30年（2018年）7月豪雨の被害状況（左：三井地区、右：岩田地区）

3 脆弱性評価

脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、本市の地域特性や災害リスクを踏まえた上で、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、最悪の事態を回避（リスクの一部低減も含む）するため、本市の強靱化に対する取組の現状把握と課題の抽出を行うものです。

また、脆弱性評価は、国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき行い、その評価結果から対応方策を検討しました。

脆弱性評価の手順

設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の取組のどこに問題があり、どのような取組が必要なのか分析・評価を行います。

その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野ごとに脆弱性評価を整理します。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

本市の地域特性に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。（裏面参照）

施策分野の設定

個別施策分野	①行政機能／消防／防災教育等	②住宅・都市／環境	③保健医療・福祉	④産業・エネルギー
	⑤情報・通信	⑥交通・物流	⑦農林水産	⑧国土保全・土地利用
横断的分野	⑨リスクコミュニケーション	⑩人材育成	⑪官民連携	⑫老朽化対策

主な脆弱性評価結果

- 防災拠点となる公共施設等の整備が必要
- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁・堤防等）の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化、危険ため池への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える道路ネットワークの整備が必要
- 早期避難等のための的確な情報発信に努めることが必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それかなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出や海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 強靱化の推進方針

施策分野ごとの推進方針

個別施策分野

① 行政機能／消防／防災教育等

- 防災拠点となる公共施設等の強化
- 地域防災機能の強化
- 応援協定締結・拡充
- 避難体制の整備
- 消防施設の機能強化
- 救助救出・消火活動の充実強化
- 消防等の関係機関の連携強化
- 消防職員・消防団員等の確保・育成
- 業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組
- 防災教育等

② 住宅・都市／環境

- 住宅・建築物等の耐震化
- 都市の防災機能の向上
- 住宅の防災対策の推進
- 文化財防災対策の推進
- 内水対策の促進
- 上下水道施設等の耐震化等の促進
- 有害物質対策の推進
- 災害廃棄物処理対策の推進

③ 保健医療・福祉

- 社会福祉施設の耐震化
- 要配慮者対策の促進
- 災害医療体制の充実
- 災害医療に係る人材の養成

④ 産業・エネルギー

- 企業BCP策定の支援
- 電力の安定供給体制の確保

⑤ 情報・通信

- 多様な情報伝達手段の確保
- 災害時の情報伝達の強化
- ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進

⑥ 交通・物流

- 道路の防災対策の推進
- 道路ネットワークの整備
- 港湾施設・漁港施設の老朽化対策等
- 公共交通機関の耐災害性の強化

⑦ 農林水産

- 農地防災の推進
- 農業生産基盤の整備
- 農業生産体制の強化
- 鳥獣被害防止対策の推進

⑧ 国土保全・土地利用

- 津波・高潮対策の推進
- 洪水対策の推進
- 山地災害対策の推進
- 土砂災害対策の促進
- 迅速な復旧・復興に向けた取組

横断的分野

⑨ リスクコミュニケーション

- 地域防災力の充実強化

⑩ 人材育成

- 迅速な復旧・復興に向けた取組
- 人材の育成・確保

⑪ 官民連携

- 被災地支援活動に対する支援体制整備
- 応援協定の締結・拡充

⑫ 老朽化対策

- 公共施設等の適切な維持管理

取組の重点化

重点化を図るべき取組

- 防災指令拠点施設の整備
- 地域防災機能強化
- ため池の防災対策
- 河川・水路の対策

5 計画の着実な推進

本地域計画は、地域の強靱化に係る本市の個別計画等の指針となるものであることから、それぞれの個別計画において、第3次光市総合計画に基づき、施策の優先度を考慮するとともに、国の補助金や交付金等を効果的に活用しながら具体の事業を進め、その進捗管理を行うことで、本地域計画の推進を図ります。

また、計画の目標を達成するためには、国・県・市はもとより、民間事業者、市民等が自然災害に対する危機意識を共有し、それぞれの役割を主体的に果たすとともに、相互に連携して取り組むことが重要となります。